

# 英国学生相談学会による 大学とカレッジのカウンセリング・サービスに対するガイドライン<sup>1</sup>

AUCC 大学機関への助言サービス 2004 (田中健夫<sup>2</sup> 訳)

## 訳者による紹介

本稿は、英国学生相談学会 (AUCC: Association for University and College Counselling) によるガイドライン: Guidelines for University and College Counselling Services の全訳である<sup>3</sup>。

本ガイドラインは、1998年に制定された初版の改訂バージョンである。ガイドラインの目的は、「カウンセリング・サービスの危機的局面(例えば組織再編、学生の自殺、経営陣の交代など)への対処にあたって、また、学生相談機関が不安やプレッシャーに直面したときに思考できるスペースをつくり、情報にもとづいた慎重な対応や活動計画が立てられるように支援する」こと (AUCC Journal special issue 2004, p.26) である。ガイドラインは、関係者/機関の間に葛藤が存在したり配慮が必要な問題があつて方向性が定められないときの「意志決定の地図」となるものであつて、「望ましい実践の『ものさし (rule)』を提供するものではない」と、各大学に固有の事情をふまえることが解説では強調されている。また、カウンセリング・サービスが、運営や処理手続き等の方針を策定したり発展させたりするときに、複雑かつ倫理的な問題についての注意を喚起することも目的としているという。すでに、このガイドラインを具体化したチェックリスト作成の研究(博士論文での調査)が学会誌に掲載されており(前掲号 pp.27-31)、大学当局や関連機関そして学生相談の日々の実践にもさまざまな影響力をもつ文書である。

ガイドラインの冊子表紙裏には、本文書の作成を担った「大学機関<sup>4</sup>への助言サービス (Advisory Service to institution)」の役割がまず紹介されている。翻訳を進める中での疑問点について助言サービスとメールで連絡をとったが、各質問にそれぞれ2~3名による丁寧な回答が添えられており、それはいくつかの有益な助言が返ってくるような感覚を訳者に起こさせるものであつた。迅速な回答をしていただいた助言サービスのメンバーと AUCC 会長 Dave Berger 氏、質問を取り次いでいただいた BACP 理事の Jan Watson 氏に感謝したい。参考までに助言サービスの役割は以下の通りである: ①カウンセリング・サービス(の運営)、実践、大学当局との関係について関心をもつ会員に対して、守秘義務を負ったアドバイスと支援を行う、②会員に対して、すぐれた実践(good practice)に関するガイドラインと討議文書を提供する、③大学当局に対して、カウンセリング・サービスのすぐれた実践に関するアドバイスと情報を提供する。

さて、英国の学生相談機関は、「カウンセリング・サービス」と呼ばれる。ガイドラインの文中で the service と略記されている場合も、翻訳においては適宜「カウンセリング・サービス」とした。なお、文中の( )は訳者による補足である。

ガイドラインの翻訳を助めていただいた名古屋大学学生相談総合センターの鶴田和美先生、訳稿に対して貴重なコメントをくださった東北大学学生相談所の高野明先生、背景となる英国の教育制度等についての示唆をいただいた Nicholas Shillingford 氏に感謝申し上げたい。

## 目次

序
カウンセリング・サービスと大学機関の関係
カウンセリング・サービスの役割
スタッフ配置
業務の実施
構造上の配慮
メンタルヘルスへの配慮
さらなる文献と情報源

<sup>1</sup> Permission to translate the guidelines into Japanese was given by the authors at BACP/AUCC. This translation is subject to copyright in line with the Berne Convention.

<sup>2</sup> 九州大学 学生生活・修学相談室

<sup>3</sup> 「ガイドライン」の原文は、BACP (British Association for Counselling and Psychotherapy: 英国カウンセリングと心理療法学会) から出版されている (e-mail: bacp@bacp.co.uk, ISBN: 10946 181 97 7)。以下の5名によって作成され、2004年6月のAUCC総会で承認された。作成メンバーは、Irene Pugh (議長, Milton Keynes College)、Lisa Halpern (副議長, University of Exeter)、Anne-Marie Bradley (University of the Arts London)、Jill Collins (University of Cambridge)、Marcia Marriott (Richmond-upon-Thames College) である。

<sup>4</sup> institution の訳。以下、文脈に応じて、大学当局、機関、大学組織と訳しわけている。

## 序

この文書の目的は、継続教育と高等教育(further and higher education<sup>5</sup>)における、カウンセラーの役割、担うべき諸活動、すぐれた実践を維持するにあたって求められる業務構造の概要を記すことである。BACPによる、*カウンセリングと心理療法のすぐれた実践のための倫理的枠組(Ethical Framework for Good Practice in Counselling and Psychotherapy)*のサービス認定<sup>6</sup>文書、AUCCによる*継続教育と高等教育におけるカウンセリング・サービスでのすぐれた実践の枠組(Framework of Good Practice for Counselling Services in Further and Higher Education)*を併読したらよいだろう。

学生支援サービスは、教育施設では不可欠な部分をなし、学生と教職員の第一義的な課題としての教育・学習・研究が効果的に成し遂げられるようにするものである。この範疇に入る諸サービスの中で、カウンセリングは、専門家によって担われる領域である。カウンセリングを行う組織とその運用は、実施する機関の種類によって異なっている。

継続教育と高等教育におけるカウンセリング・サービスの第一義的な課題は、個人が、大学内でも学外での生活においても、より効果的に(effective)過ごせるようになることである。探索・自己発見・明確化(の技法)を用いた個別面接と/またはグループ・ワークを通して、クライアントが、学業・個人的・社会的生活にあたって選択したものをうまく利用できるような援助することで、この課題は成し遂げられる。継続教育や高等教育に乗り出したばかりの学生が、重大な適応の問題に直面することや、社会全般にみいだされる問題領域を反映した多様な学生集団がもつ関心事(concern)について、カウンセラーは熟知している。

カウンセラーによって実施される他の業務としては：

- ・ 学生への対応をする教職員が、できるだけ効果的にそれが行えるようにコンサルテーション/助言のサービスを提供すること。
- ・ 学生の満足できる生活状態(wellbeing)と成功を促進するような条件を、同定し、予測し、提供できるよう大学当局に対して援助をすること。

教員、キャリア・障害者・厚生アドバイザーや、その他の職員もカウンセリング技能を用いるかもしれない。だが、専門的に訓練を受けたカウンセラーによってなされる基幹的活動としてのカウンセリングは、学内の他のいかなる場所においても供給されない、欠くべからざる補完的な専門的サービスである。

## 大学当局に対する助言サービス

AUCCは、守秘義務を負った助言サービスを提供しており、そこでは専門家として豊かな経験をもつ会員が、本文書の網羅する領域について詳細なコンサルテーションとアドバイスを行っている。AUCC学会員あるいは継続/高等教育機関の経営者は、メール・電話・手紙によって助言サービスのメンバーと連絡をとったり、(助言)サービスの一員の(大学への)訪問を要請することができる。

カウンセリング・サービスの運営に関連した、助言能力(capacity)のある範囲内の専門的かつ経営的な問題についてのみ、助言サービスの職務を果たすことができることを強調しておきたい。助言サービス(の職務)として、コメントをすることは適切であるが、学内での論争が存在している機関に出向いて交渉したり仲裁したりする立場にはない。

<sup>5</sup> 「高等教育」は、イギリスの教育機関における上級課程であり、GCE(普通教育修了資格試験)のAレベルもしくは相当する水準以上を指す(1988年の教育基本法での定義)。「継続教育」は、義務教育(16歳まで)終了後の高等教育以外の課程であり、全日制、昼・夜間のパートタイム制など多様であるが、主として職業教育を行う専門学校を指す。なお、教育行政の所轄は4地域(イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランド)に分かれている。

<sup>6</sup> 学会であるBACPにより、カウンセリング機関の質を保証する認定(accreditation)の作業が行われている。

助言サービスが対応を求められた例としては、カレッジの改組、機関として脅かされている状況下のサービス、子どもの保護(child protection)の問題<sup>7</sup>、方針や処理手続き、研修、実習(placement)<sup>8</sup>の問題、「危機状況にある」学生への対処方針、情報保護の問題などが挙げられる。

助言サービスのもう一つの基本的な役割として、BACPの倫理的枠組を補完する(学生相談)領域に固有のガイドラインを開発する、という先を見越した提案を行うことがある。

## カウンセリング・サービスと大学当局との関係

### 一般原理

カウンセリング・サービスの業務は、雇用者である大学の業務(遂行)にとって必要不可欠なもので、その目的も、大学のミッションを支持するものでなければならない。カウンセリング・サービスは、その独特な性格と機能を維持しながら、学内の他領域との密接な結びつきと効果的なコミュニケーションをもつ必要がある。サービスが、より幅広い大学機関の仕事に貢献すること、そして学内に定着していることは大切である。大学組織の中に組み込まれ定着していることと、適度な分離独立がなされていることとの間の緊張(関係)を、カウンセリング・サービスは取り扱っていく必要がある。

大学当局の構成メンバーの変化と改組が、カウンセリング・サービスに大きな影響を及ぼすことは不可避であろう。それゆえ、サービスが提供しているものが、いまでも意味があり効果的であることを保証するような継続の見直し(ongoing reviews)の必要性を認識することは重要である。

### 説明責任と代表を出すこと

説明責任を負うライン(line)を、明確に定めること。カウンセリング・サービスは、年報と統計的情報を出して外部に向けての説明をすることが望ましい。学生組合(student union)を含む、学内の他の厚生施設と密接に協力しながら仕事を進め、連携(liaison)に最重点をおくこと。学内では他の専門集団から分離独立しながらも、関連している機能は尊重され、相互理解が進展していくことが求められよう。学内組織の中で、多くの連動する機能の一つをカウンセリング・サービスが担っていることを認識し、そこに作動している政治・財政・運営上の制約を承知しておくこと。実際的な関連のある諸委員会やワーキング・グループに、カウンセリング・サービスからの代表者を送ることは意義がある。カウンセリング・サービスは、たとえば重大事件や子どもの保護、他の適切な(大学の)方針に対して貢献していったらよい。

### 専門的な機能

カウンセリング・サービスは、大学組織において中心的な資源であり、その根幹をなす日々のカウンセリング業務以外にも重要な役割がある。たとえば、個々の学生のことを気にかけている個人指導教員(personal tutor)に対するコンサルテーションなどである。カウンセリング・サービスは、傾聴や個別指導のスキル等の研修を実施することにより、教職員の成長に意義ある貢献をなす。

大学当局に対しても、学生がどのような経験をしているかについての重要な見方を提示することが可能であり、それはたとえば年報を通してや学内委員となることにより、大学当局が認識しておくべきあらゆる動向に注意を向けさせることができる。

### 守秘義務

守秘義務は、BACPの会員すべてが厳守すべき倫理的枠組の絶対不可欠な部分をなす。守秘義務の遵守は、カウンセリングを求める人にとっても、専門的で効果的なサービスを提供しようと努めている大学当局に

<sup>7</sup> 後述するように、大学生であっても法的に大人とみなされる以前の年齢である場合、子どもの保護に関わる法律に配慮することが必要である。なお、child(子ども)はここでは未成年・若者という意味である。

<sup>8</sup> 「スタッフ配置」で詳述されるように、カウンセリング養成課程生の実習や、資格取得に必要な現場経験を積むためのボランティア・カウンセラーの配置にあたって生じる問題のことである。

とつても必須なものである。

しかしながら、法律あるいは他の理由によって、守秘を無条件で保障することはできない。それゆえ、カウンセリング・サービスが守秘義務の限界をはっきり示すこと、また、リーフレットや情報誌を通じて、そのことがクライアントに周知されていることは本質的に重要である。守秘義務が破られるのは例外的な場合である旨を、クライアントと学内の教職員に対して明示しておくことが求められる(倫理的枠組「信頼を保つこと」pp. 11-16を見よ)。カウンセリング・サービスは経営者や教職員とともに、特に最新の法律と倫理的に配慮すべきことを参照しながら、守秘義務の問題について情報にもとづいた理解を深化させていかねばならない。

## 若者を対象とすること

18歳未満のクライアントを対象とするカウンセラーは、適用される法律、守秘として保障されるものは何か、それはいかなる環境下においてかを、はっきりと知っておく必要がある。一般に、英国法のもとでは、16-18歳の若者には大人と同一の守秘に関する権利が与えられる。このことは、すべてのカレッジの守秘と記録保護に関する方針に反映されなければならない。カレッジの方針が専門家であるカウンセラーの倫理・法的な立場と矛盾するときには、困難が生じる可能性がある。

英国法とは異なり、スコットランド法では、1991年の行為能力年齢(スコットランド)についての法令が適用される。その法令の第1節(1)bでは、16歳およびそれ以上であれば、いかなる契約も締結する法的能力があるとされ、カウンセリングや心理療法のサービス(を受けることについて)の同意能力を含むとみなされている。この法律は、スコットランドに本拠地をおくカウンセリング・サービスに適用される。

## 16歳未満

継続教育カレッジでは、16歳未満の学生の入学が増加している。16歳未満の学生に対するカウンセリング面接での守秘義務のガイドラインを定めるとき、イングランド、ウェールズ、北アイルランドにあるカウンセリング・サービスでは、ギリック判決<sup>9</sup>の原則を具体化した基準に合うように個々の若者の行為能力を確定させる必要がある。一般原則としてこれが意味するのは、十分な理解と知識の提供があれば、若者が、親の同意なしに守秘義務のあるカウンセリングを求めることは適法かつ容認できるということである(Gillick v. West, Norfolk AHA, House of Lords, 1985)。

鍵となる語句は、「十分な理解と知識」である。この問題について、カウンセラーには16歳未満のいかなる若者の求めにも応ずる義務があるとはいえ、脆弱性をもつ大人にも均一にこれを当てはめる、ましてやすべてのクライアントに適用することについては疑問がある。かくして、「十分な理解と知識」があると判断する基準が、カウンセリング・サービスにおいてしっかりと整備されていることが重要である。16歳未満を含む18歳未満のクライアントの守秘に関する方針が、その本質において通例大人のクライアントに付与される権利状態と変わらないことが求められる。守秘義務の重要性については、ケアをする義務と、守秘義務の制限につながりうる周囲の事情とに十分な配慮をして、その均衡を保つことが必要となる。

スコットランドでは、ギリックの原則それ自体には法的な位置づけはないが、1991年の行為能力年齢(スコットランド)についての法令に特別な注意を払っておく必要がある。この法令の全文は、*守秘義務：スコットランドにおけるカウンセリング、心理療法、法律* (Bond, Higgins, Jamieson; BACP, 2001) で入手することができる。

## 虐待を報告すること

すべての継続教育カレッジでは、18歳未満の学生から虐待を打ち明けられたときの方針と対応手続きを整備することが義務づけられている。大学当局が子ども保護の方針を立案するとき、それに関与することや、このような問題を扱うチームの編成をサポートするのは、カウンセリング・サービスによるすぐれた

<sup>9</sup> 1985年の判決。未成年者の決定権 —16歳未満の子どもにピルを処方する際に親の同意が必要かどうか— について争われた裁判で、貴族院は、未成年者であっても判断能力があれば親の同意を必要としないという判決を出した。

実践である。しかしながら、学内での子ども保護の全般にわたる責任をカウンセラーが引き受けることや、専任職(designated)または委員長の役割をとることは推奨されない。

虐待を報告することについては決して容易に決定できないし、また、起こりうる事態をすべて網羅して記述した方針というものもありえない。けれども、サービスの手続きが、(以下の点に)十分に配慮して練り上げられていることは重要である：

- ・ クライアントと機関との間の守秘義務についての契約の性質。
- ・ 保健省によるワーキング・トゥギャザー(*Working Together*<sup>10</sup>)での子ども保護のガイダンス。
- ・ クライアントとの信頼および守秘についてカウンセラーに信託された義務。
- ・ 雇用者に対する契約上の責務。
- ・ 重大犯罪を報告し予防することの公共の利益。
- ・ ギリックの原則が適用される場所では、「十分な理解」があるときの若者自身の希望と感情。

子ども保護の問題について決定を下したり、社会サービス局(social services)への通告をするにあたって、カウンセリング・サービスとその雇用者であるカレッジは、法的な義務の範囲に留意しなければならない。法的な義務としては：

- ・ 1989年児童法：担当地域で子どもが「重大な危害(significant harm)」を受けていたり、(危害を)被る事態が疑われるケースについての調査義務が地方行政当局にあること。そして、これらの事実調査に併せて、他の制定法による義務を果たすことも定められている。
- ・ ワーキング・トゥギャザーの保健省ガイドライン：地域子ども保護委員会(Area Child Protection Committee: ACPC)のもとでの、子ども保護手続きの運用が列挙されている。
- ・ 国連による子どもの権利条約：1991年に批准。子どもが決定(過程)に参与する権利が付与されている。
- ・ 1998年人権法：若者のプライバシー権と、世評(reputation)から保護される権利が確認されている。
- ・ 1984年のギリック事例：16歳未満の「分別ある(mature)」若者に対して、専門家による、守秘義務のあるカウンセリングを提供することがありうると判断されている。
- ・ 1998年情報保護法のもとでの制定法が定める義務：許可を得ていたり強制命令がある場合以外には、個人情報を開示してはならない。
- ・ 倫理的枠組と慣習法による義務：特殊な信頼関係があるところでの情報は秘密が保たれる。
- ・ フリエルによる見解(1998)<sup>11</sup>：子どもの虐待の陳述を報告することに関してフリエル(Friel, 1998: pp. 4-5)は、カウンセラーにはクライアントの守秘を保持する義務があり、それは虐待の報告が義務として要請されている雇用契約下でもすべての義務に優先すると考えた。

あらゆる決定にあたって優先される原則は、「子ども(または若者)の最善の利益」の実現であると心に留めておくこと。以上は複雑な法律・倫理上の問題であり、この年齢集団を対象に仕事をするカウンセラーはだれもが、このテーマで刊行されている文献およびBACPの関連情報誌に目を通すことを勧めたい。

## カウンセリング・サービスの役割

この節では、学生・教職員・他の専門職を対象とする業務の概略を述べていく。これらの活動は、学生の募集、入学許可手続きから導入(教育)へと至り、教育課程(course)の経過の中で学生のライフサイクルを通して行われる。下記に提案するような方法で大学当局と連動して実施することが重要だが、カウNSE

<sup>10</sup> *Working Together* は、子ども虐待防止制度の具体的手続きとして、法律ではなく政府によって発行された統一的なガイドラインのことである。現在のガイドラインは、1990年代中頃に実施された大規模な調査結果を受けて、1999年に発展的に改訂された内容になっている。

<sup>11</sup> 法廷弁護士 John Friel によるもので、カウンセリングの信用(fiduciary)関係を重視する法的見解。訳者の質問に対する助言サービスの回答では、「この問題を考える上でその精神は影響力があるものの、この見解にもととの法的な位置づけがないこともあってイングランドとウェールズ以外ではほとんど無視されている」とのことであった。

リング・サービスはその根幹をなすカウンセリングの供給を保障することとの均衡をとらねばならない。

## 学生を対象にした業務

### ・ 治療的な

ここには、対人関係や家族をめぐる問題が含まれよう。死別、性や自分のアイデンティティをめぐる問題、不安；恐怖症や強迫観念など、抑うつ；自殺企図や自殺念慮がある人など、摂食障害；拒食と過食など、子どもの虐待や性的虐待などの問題である。

### ・ 発達促進的な (developmental)

ここには、心理的な発達段階に関連した困難が含まれよう。適応の問題；地方から都市部への移行、あるいは文化間の移行(における適応)、職業生活/さらなる研究への移行、研究と学習に関連した問題、自宅から離れて暮らすことや家を出ることの問題などである。

### ・ 教育的/支持的な

ここには、スタディ・スキル訓練、試験準備のためのグループ、アサーション・トレーニング、入学時オリエンテーション/導入ワークショップ、ストレス・マネジメント、成人学生の支援、個別指導グループへの支援などが含まれよう。

## 教職員を対象とした業務

### ・ 研修

研修を実施する能力のあるカウンセリング・サービスでは、教員と(学生)支援職員を対象にした、さまざまな形態の研修に関与しようとするだろう。その中には、基本的なカウンセリング技能、対人的な個別指導スキル、メンタルヘルスの問題、抑うつ的な学生への対応、社会参加の拡大政策に関わる問題 — 多様性・平等性・学生の学業継続(retention)と(教育課程の)進行というテーマに取り組む教職員への援助を含む — を検討することが含まれよう。

### ・ 支援とコンサルテーション

学生の援助に携わっている指導教員に対する支援とコンサルテーションを行う中で、多くの仕事がカウンセラーによってなされてきた。この方法で数多くの学生たちは、カウンセリング・サービスへと直接に紹介されることなく、個別指導システムを通じて援助を受けることができる。

### ・ 個別カウンセリング

多くの大学とカレッジでは、学内の教職員に対してカウンセリングを供給している。そこには、すべての大学に当てはまるような単一のサービスのモデルはない。教職員カウンセリング・サービスは、さまざまな方法で構造化されるだろう。すなわち、学生へのサービスの一部として行う(同一の、あるいは別のカウンセラーが担当する)、全教職員の(personnel)または職業上の健康に基盤をおくサービスとして行う、学外機関や外部のカウンセラーとの契約により実施されるサービスとして行う、などである。どのモデルがとられるかは、地域特有の要因と、教職員カウンセリングのニーズがどの程度にアセスメントされたかによって通例は決定される。

教職員カウンセリング・サービスでは、このガイドラインで既に取りあげられてきたすべての問題に留意することが求められる。教職員は、特に守秘とプライバシーのことを心配するであろう。したがって、サービスの立地条件と利用しやすさについては慎重な配慮をすること。

学生へのサービスと同じように、教職員カウンセラーはさらに幅広い機関との結びつきをつくることが求められよう。たとえば、特別調査委員会(working party)や諸委員会への貢献、ストレス・マネジメントや傾聴のスキルのような問題についてのワークショップの開催などである。教職員カウンセラーは、年報等により大学当局に対するフィードバックを行うこと。

教職員カウンセラーは、健康状態の悪化、欠勤、ストレス、苦情や懲戒の手続きというような職場にお

ける問題を訴えるクライアントと面接をすることになる。ときに、教職員に対する支援や援助の役割を担う学内の他部署 一たとえば人事課職員、職業健康アドバイザー、厚生課職員、組合の代表者とも連携をとる必要がでてくる。業務上の良好な関係が築かれており、これらの異なる役割がどのように遂行されるかの認識と尊重がカレッジや大学内にあれば、たいてい(連携は)容易いものである。クライアントによる明示的な同意と、守秘について相応な予防措置(safeguard)が講じられているときにのみ、このような連携は可能となる。

### 他の専門職との業務

カウンセリング・サービスが、学生の満足のゆく生活状態のために総合的な寄与をなし、またコンサルテーションや紹介を適切に行うために、学内外のサービス機関との効果的なつながりを形成・維持することは大切である。学内では、厚生アドバイザー、学生組合、チャプランシー、医療サービス、学習支援や身体障害者(を支援する)スタッフ、コネクションズ<sup>12</sup>、ユースワーカーなどがこれにあたるだろう。学外では、その地域で心理療法やカウンセリングを供給する資源、一般開業医(GP)、地域のメンタルヘルス・チームなどである。

### カウンセラーが付加的に担う役割

カウンセラーが、厚生、専門的助言、教員のような付加的な役割を担うときがある。これらの役割や境界に葛藤があるようなところで、カウンセリング専用のスペースがなかったり、紹介先がまったくないような場合には、問題が起こるかもしれない。カウンセラーが、クライアントの学業成績や奨学金について責任を負うようなことは明らかに不適切である。異なる役割のマネジメントの手続きについて、カウンセリング・サービスと大学当局の間では、はっきりとした合意をもっておくことが求められる。特に守秘の侵害への対応にあたっては、治療関係とその枠組みは欠くことができない。

役割の分離がなされているところでは、カウンセラーにとって役割の境界は明確で、大学当局はカウンセリングの価値を認めて尊重しており、このような二重の役割を扱い、場合によってはこれを肯定的に経験することが可能になる。倫理的枠組(「良質のケア」第4節)では二重関係と呼んで、非常に有害な影響を及ぼす可能性があることに従事者は留意すべきだとした。二重の役割があるにしても、二重関係を最小限にする方向で業務を行うことが、最も好ましいであろう。

## スタッフ配置

カウンセリング・サービスのスタッフの配置要件は、その地理的な位置取りや立地条件を含む、大学がもつ特有のニーズと資金によって決まる。高等教育と継続教育でのカウンセリングの供給(方法)は種々さまざまである。一人のカウンセラーが独自のやり方で業務をしているところから、大きな組織 一そこにはサービス長、管理職、多様な治療的アプローチの常勤・非常勤・実習生カウンセラーなどがある—まで多岐にわたる。一般的なガイドラインとしては、3,000人のフル・タイム学生に対して常勤カウンセラー1人<sup>13</sup>というのが、すぐれた組織の状況である。

(カウンセリング・サービスが)供給するものは、留学生や大学院生、地方に居住する学生、就労経験のある学生や在職中の学生などすべての学び手、そして教職員や通常の学期外に業務をする職員などのニーズに適ったものであること。休暇期間中のサービスの提供方法について検討をしておくことが必要である。

### カウンセリング・サービスの運営

カウンセリング・サービス長には、経験豊かなカウンセラーが任命されることが強く推奨される。彼/

<sup>12</sup> Connexions : 13~19歳の若者に対する政府によるアドバイス・サービス。住宅問題、健康・福祉問題、教育、雇用をはじめとするさまざまな問題に対するきめ細やかなサポート事業であり、日本でも近年NEETとの関連で注目されている。

<sup>13</sup> この数字の根拠を尋ねてみたところ、「3,000人という数字はあちこちで使われているが、もともとの出典はわからない。それは習慣的に用いられてきた、願望的な数字であろう」「かつては2,000人に一人であった。各大学にはかなり多くのパート・タイム学生がいることを考慮に入れると3,000は高すぎる数字でもある」との助言サービスからの回答であった。

彼女は、サービスの専門的側面に関連した事柄と日々の業務管理について両方の運営責任を担える最良の位置にいる。この地位にいる人は、より広い大学機関とカウンセリング・サービスとの橋渡しを取り扱うという重要な役割を担う。

カウンセラーではなく他の教職員が運営にあたっているカウンセリング・サービスでは、カウンセリング・チームの構成員が首席または主任カウンセラーとして任命されていることが不可欠であり、(彼らには)カウンセリング・サービスの方針や処理手続きを調整するための時間が認められる。

### 秘書/受付のサポート

サービスが効果的に機能するには、この役割はきわめて重要である。このポジションは、受付専任の人であることが望ましい。それが難しいところでは、クライアントのカウンセラーとの初回面接のマネジメント方法を検討する必要がある。面接中にカウンセリングが中断させられる危険性がないこと、カウンセラーが対応できないときにも常にサービスに連絡がとれることが肝要である。

来談した学生、教職員、(当事者のことを)心配する親族、学部の指導教員などは、専任の秘書/受付と最初のコンタクトをもつことになる。守秘義務の保持がきわめて重要なところで、堅い境界の範囲内で業務を行う能力があり、悩みをもつ人を相手に働いた豊かな経験と自信をもっていることが彼/彼女には求められる。以上は、技能や努力が求められる厳しい役割であり、この職務を遂行する担当者のサポート・ニーズへの配慮が必要だろう。

### カウンセラーの任用

カウンセリング・サービス長または首席/主任カウンセラーは、サービスに勤務するスタッフすべての任用会議に参加すべきである。サービス長の任用のときは、他の類似したサービスの経験豊かなカウンセラーが任用会議に加わる。任用されたカウンセラーは、BACPによる認定資格ないしそれに相当するものをもっているか、資格の取得に向けて積極的に努力することが求められる。

### 給与体系

給与の等級や勤務条件に、カウンセリング業務の専門性と責任が反映されるよう、慎重な配慮のもとで特別の給与体系が選択されること。運営や調整の役割については給与で評価すべきである。

この問題は明示的に述べるのが難しい。給与は、そのポストに求められる異なる資格と経験によって左右される。すべての第三次教育(大学や専門学校等)部門で支払われている給与の範囲は、*AUCC 高等教育と継続教育におけるカウンセリング・サービス年次統計*において公表されている。この調査は、参照や比較をするときに役立つ参考基準を提供しうるだろう。

カウンセリング・サービス専任の運営責任者については、彼/彼女の運営・専門上の責務に応じた給与であること。非常勤カウンセラーの場合、常勤カウンセラーの給与を案分した総額が支払われる。

### 契約上の問題

すべての機関は、カウンセラーの役割を正確に反映した職務内容書に加えて、明快な雇用契約を取り交わすこと。

大学機関とカウンセラーとの間で相容れない事項がある場合には、専門の学会(たとえばAUCCやBACP)、労働組合(たとえばAUT、NATFHE、UNISONなど)、彼/彼女が独自に所属している団体から、どのようなサポートが得られるかを明確にするようにアドバイスがされる。

一般的なものと、カウンセリング・サービスの特殊なニーズとを網羅した保険契約、たとえば専門職の賠償保険などを大学当局が準備することが期待される。そうになっているかどうか、カウンセラーが注意深くチェックすることをAUCCは勧める。大学当局またはカウンセリング・サービスが、サービスで働くカウンセラーすべてについて(契約時に)犯歴課に照会するのはすぐれた実践である。

## 非常勤と臨時カウンセラー

組織のメンバーに非常勤カウンセラーがいるところでは、スタッフ・ミーティングへの参加、方針についてのディスカッション、戦略の立案などのサービスの活動領域全般に、非常勤カウンセラーが関与することが推奨される。サービス(提供)の継続性が求められ、また学生への長期的支援が必要に応じて行われるため、雇用契約は1年間を切らないこと。契約は、最新の雇用法に従ってなされる必要がある。これは、学期間の契約や代替カウンセラーの雇用にあたっては特に重要である。

雇用されているカウンセラーがたった一人だけというところがある。このような過大な労力が求められる環境下では、運営やカウンセリング・サービスの発展にあてる時間を大学当局が余分に認めることが必要である。明確で支持的な管理ラインがあることは特に大切である。

## 実習生カウンセラー

近年、カウンセリング養成課程の現場実習の需要が増大しており、多くのカウンセリング・サービスがその機会を提供している。実習の場としての肯定的な理由がいくつかある。その適切な構造、スーパービジョン、クライアントの一定した供給という点で、(大学に)定着しているカウンセリング・サービスは実習生にとって理想的な環境となりうる。実習生からは、カウンセリング・サービスに、歓迎すべき多様性と、興味深く価値のある経験がしばしばもちこまれる。カウンセラーとしての専門性の発達をうながす好機であり、またキャリアの機会という点においても大学やカレッジでのカウンセリングに近づく機会にもなる。しかしながら、実習生カウンセラーを置くことによって、いくつかの問題点が生じる：

- ・ ある機関では、当該大学のカウンセリング課程を支援し、そのために(教育課程の)提供を下支えするために実習生を引き受けなければならないという、カウンセリング・サービスへの不適当なプレッシャーがあるだろう。
- ・ 実習生を無給のカウンセラーとして用いることによりカウンセリング・サービスの支出を抑える、というような見当違いの提案が経営者からされるときがある。
- ・ カウンセリングの養成課程がある、特に同じ大学からの実習生を受け入れたとき、カウンセリング機関の中に複雑な境界の問題が起こりうる。

## ボランティア・カウンセラー

いくつかのカウンセリング・サービスでは、養成課程は修了したが資格認定申請の条件には至らないカウンセラーに対して(ケースをもつ)機会を提供している。そのようなカウンセラーは、准カウンセラーあるいは名誉カウンセラーと呼ばれることがある。他の非常勤カウンセラーのように、チーム・ミーティングへの出席や、サービスのさまざまな業務に関与する機会が彼らにも提供されねばならない。また、適切な臨床スーパービジョンのアレンジをしなければならない。

このような養成課程修了後のボランティア・カウンセラーの雇用は、常勤スタッフからなる、十分に定着した基幹部分への付加とすることが大切である。彼らを、カウンセリング業務の大半を供給するようなポジションに置かないこと。

## 実習生およびボランティア・カウンセラーについての提案

- ・ 実習生やボランティア・カウンセラーの受け入れ前に、カウンセリング・サービス(の組織)がしっかりと確立され、空きポストの補充がされていること。新設のカウンセリング・サービスや、再編や改組のところでは、(受け入れに)必須の条件となる安定性をもたらすことは難しいだろう。
- ・ カウンセリング・サービス長は、大学組織の中でのカウンセリングの供給に責任を負っており、実習生やボランティアの受け入れについては、すべて彼/彼女にとっての運営責任者に報告する義務がある。
- ・ 実習生とボランティア・カウンセラーがもつ専門技術および経験のレベルと、クライアントとの適合性がふさわしいかどうかには注意と配慮が必要である。クライアントのアセスメントと分配の責任はカウンセリング・サービス長にある。
- ・ 実習生と名誉カウンセラーは、一人1週間に3コマを越えて担当しないこと、このようなカウンセラーによる担当分が機関全体の30%を超過しないことを推奨する。

- ・ カウンセリング・サービスが、養成課程を担当している教員とフォーマルな結びつきを定期的にもつことは大切である。養成課程における学業・人格的な学びを補完する現場での実習生の経験を、より確かなものにするための処置をとること。
- ・ そこでは、(実習を依頼してきた)養成課程・実習生・カウンセリング・サービスの三者間で、明確な契約をすべきである。契約には、業務の構造と、機関(カウンセリング・サービス)および養成課程の両者が担うスーパービジョンの件数が記載されていることが必要である。
- ・ 実習生の配置では、現在(彼らが)担っている役割との葛藤を起こさないようにすること。同じ大学のカウンセリング課程の学生を実習配置するときには、クライアントのプライバシーが損なわれないよう、またカウンセリングを潜在的に求めているクライアントの来談を抑止していないか、確実に注意を払う必要がある。実習生やボランティア・カウンセラーは、大学での講義など他の役割を担うべきではない。守秘義務に関連するすべての問題について十分な議論をしておくこと。
- ・ カウンセリング・サービスは、大学当局が提供する保険が実習生やボランティアによる業務を適切にカバーしているかどうか確認しておくこと。

## 業務の実施

### 機会均等および差別をしない実践

カウンセリング・サービスは、全学生/教職員の中に現に存在している多様性を認識するとともに、差別は、直接にも間接的なやり方でも起こることを理解しなければならない。(入学者の)門戸拡大により、障害の幅の拡大のみならず多様な背景をもつ学生が増加し、その影響のもと、すべての学生がカウンセリング・サービスにアクセスしやすいかどうか、業務の全側面をモニターせねばならない状況となってきた。

この領域に関する大学当局の方針、および、障害者差別法 2001(DDA 第IV部)や人種関連法 2001 等の関連諸法が定める(カウンセリング・サービス)固有の責任を十分に認識することは本質的に重要なことである。差別をしない実践という点で配慮すべき領域には、スタッフの募集、スタッフの研修、サービスの紹介や宣伝、モニター、アウトリーチ、他機関への(学生の)紹介が含まれる。

### 開室時間

カウンセラーが、その臨床実践について高い専門的基準を維持することは不可欠である。それゆえ、常勤カウンセラーの毎週の継続ケースとしては、20 時間の対面による治療的面接 ―グループ・ワークを含む― が、適切な件数として勧められる。(個別面接は少なくとも 45 分間で、記録のための時間が通常それに加わる。) ある一週間の、特に多忙期の予約数に影響を及ぼす他の要因がある。

その要因としては：

- ・ カウンセラーが利用できる運営上、管理上の、そして受付によるサポートの程度。
- ・ 学期内・外の仕事量のバランス。
- ・ 連絡なく来談しない者およびキャンセルの割合。
- ・ 対面的な接触(contact)の性質。
- ・ カウンセリング・サービスに求められていることの水準。

どのカウンセラーも、週 20 ケース以上に携わることが長期間にわたることがないよう推奨される。

カウンセラーを雇用する際には、一般開業医や地域のメンタルヘルス機関への紹介などのフォローアップのための時間が(契約時間に)含まれるように配慮をすること、そして倫理的枠組の中で業務を行うためには、事務的な管理およびコンサルテーション的な支援が不可欠である。カウンセリング・サービスの構成員には、方針についての議論、個別指導教員の支援、コンサルテーション、そして指導教員と他の教職員への研修などに十分な寄与ができる時間(的な配慮)が必要である。

サービス長または主任カウンセラーは、業務の実施にあたり信頼できるサービスの提供を細部まで保証する責務がある。サービス長か主任カウンセラーは運営上の責任を担うので、クライアントの担当件数は

より少なくすること。これは、彼らが担う責任の範囲と同等のものとしたらよい。

カウンセラーが非常勤として任用されている場合は、サービス長との協議のもと、臨床(活動)と他の責務とのバランスが保たれなければならない。非常勤カウンセラーが少なくとも週に5セッションを担当することは、カウンセリング・サービスにとって有益である。

カウンセラーが付加的な役割を担っているところでは、これまで述べてきたことに従って、カウンセリングのための時間を確保できるように(時間を)編成して、クライアントとの面接の連続性が脅かされないようにすること。カウンセラーの別の役割によって学生との面接が妨げられないよう、大学当局はアレンジすることが必要である。

### クライアントの記録

守秘は最も重要なことである。大学当局、サービス長、カウンセラーは、守秘義務のある記録の紛失・誤用・不正利用に対する予防措置を講じておくこと。

カウンセリング・サービスは、統計的情報、(ファイルの)表紙、面接記録、あらゆる他の形態の守秘情報を含む来談者記録の保管について、明確な手続き上の合意に達しておく必要がある。面接記録(すなわち、面接全体に大きな影響を与える、クライアントとの関係性のダイナミクスをめぐるカウンセラーの反映物)は、カウンセラーが自由に処分できる物ではない。これは法律上の問題であり、先に挙げた記録は法廷命令により再検証されるかもしれない。面接記録の、保護、保存、破棄については、カウンセリング・サービスの記録保管に関する方針の中に明記しておく必要がある。

来談者記録の保存期間をどうするかという困難な決定をするにあたって、カウンセリング・サービスは以下に列挙した、ときに矛盾する事項を考慮しなければならない：

- ・ 1988年情報保護法。守秘に関わる記録は、必要以上の長期にわたって保管すべきではないと述べられている。
- ・ 守秘義務のある記録を、常時、安全かつ確実に保管することのできるカウンセリング・サービスの(物理的な)許容量。
- ・ BACP 専門的行為処理手続き<sup>14</sup>による苦情申立て期間(現在のところ、苦情にまつわる出来事から3年間)。
- ・ 刑事事件や民事訴訟、補償請求、学業成績についての抗議や苦情申立てのような大学・カレッジの内規として定められた処理手続き等で、将来、来談者の記録が必要とされる見込み。求められる記録保存期間を、これらのシナリオを想定して予測するのはきわめて困難である。

各カウンセリング・サービスは、以上の事柄に最大限配慮して、現実的な記録保存期間を決定することになるだろう。とはいえ助言サービスでは、該当する記録は最低でも4年間保管しておくことを推奨する。BACP 専門的行為処理手続きには長い期間がいるかもしれないので、苦情を受理する3年間に加えて、手続きのための期間を含めておく必要がある。終結したクライアントの記録の保存は、カウンセラーによる元々の面接記録を含むときと含まないときがある。面接記録は、一般にはカウンセリング終結後に要約または破棄される。

どの記録を保管すべきかを決定するとき、カウンセリング・サービスは、現在の情報保護法が求めているクライアントをケアする義務とのバランスを取らなければならない。カウンセリング業務が本来的にもつ、特に慎重な取扱いを要する記録保存と情報開示請求に関して、機関独自の方針を定めておく必要があるだろう。サービスはまた、大学当局の情報保護についての方針にも従わなければならない。以上のことは、手書き書類であれコンピュータによる作成文書であれ、識別可能な記録のすべてが該当する。

---

<sup>14</sup> Professional Conduct Procedure には、苦情申立の期間・方法・条件・審議・制裁規定などの具体的な手続きが示されている。

これらの問題は複雑なので、記録の保管に関して、クライアントへのインフォームド・コンセントを十分に行う方法を確定しておかねばならない。情報保護法では、文書による同意は求めていない。しかしながら同法では、慎重な取扱いを要する情報の処理手続きについてクライアントによる明示的な同意を必ず得ること、そしてカウンセリング・サービスとの契約にあたって肝心な部分となるサービスの記録保管の慣習をクライアントが容認することを強く要請している。

以上の責務に取り組んでいく別の方法もある。カウンセリング・サービスとクライアントにとって、最も望ましい実践は何であるかの結論を出しておく必要がある。多くのサービスでは、初回面接時にクライアントに対して文書による同意を求めている。記録の保管をめぐるやりとりを記録に残すことや、クライアントの署名が彼または彼女の合意を示すという方法は実用的だろう。外部機関との契約にあたって、クライアントの文書による同意が必要だろう。

他のサービス機関ではクライアントの署名は求めないが、それでもなお、言葉による明示的な同意は必要で、いつ同意がなされたかの記録を残しておかなければならない。同意書を取ることに反対論の中には、どのような同意にも有効期限があるというものがある。また、脆弱性の高いクライアントの場合、記録保管と守秘義務についての十分な話し合いを経ないで、簡単に同意書のひな型に署名してしまうことが懸念される。

どのような手続きがとられるにせよ、インフォームド・コンセントは一連の過程であることをカウンセラーは承知しておくこと。初回面接に始まり、カウンセリング関係の終了時まで継続する。インフォームド・コンセントは継続的に取り決められていくものなので、その妥当性を繰り返しアセスメントして、クライアントの希望があれば再度アセスメントをする必要がある。同意を得ることは、このように、単なる法的ないし管理上の応答ではない。カウンセリングの、そしてカウンセリング関係がもつ、変化し展開するという性質についても考慮する必要がある。

### トレーニング、研究、評価

カウンセラーは、倫理的枠組が求める条件と、BACPによる資格認定および認定更新の要件を満たすために、養成課程、カンファレンス、地域のネットワーク(による研究会)への出席など、専門の継続研修に参加しなければならない。大学当局はこのような活動に対して、ふさわしい時間的・財政的なサポートの条件を整えておくこと。教育機関においては、カウンセリングの今後に向けた展開のために、研究の時間を保障することが強く望まれる。

カウンセリング・サービスには、活動の効果をモニターしたりサービスの提供方法を改善するために、(実践の)質を保証するシステムを開発・履行することが推奨される。支援として提供されたものの妥当性や、学生のニーズの変化に配慮した実践がなされていることを示す証拠をカウンセリング・サービスが収集するのに、見直し(review)の手続きは役立つ。

評価活動には、カウンセリング・サービス利用者からの直接的なフィードバック、CORE<sup>15</sup>のような臨床的成果の評価ツール、定期的なスタッフの評定、カウンセリング・サービスの認可に向けての作業、サービス全般ないしある特定の予防・発達(支援)プログラムについての公的な点検があるだろう。

これらの活動は、カウンセリング・サービスの説明責任、倫理・法的な責任、専門認定、それらに関連した組織上の諸問題に継続的に焦点を当てながら行われなければならない。

### カウンセラーに対するカウンセリング・スーパービジョン

これは、コンサルテーション支援と呼ばれるもので、カウンセラーとして実践をする BACP 会員すべてに要請されている。カウンセリング業務が、技術の向上を求められる性質をもつことを考えても、臨床実

<sup>15</sup> Clinical Outcomes in Routine Evaluation system のこと。その妥当性が検証されたパソコンのソフトとして英国の臨床現場では広く普及しており、ルーチンとして評価活動が実施しやすく研究にも有効であるとされる。クライアントは 34 項目(5 件法)を評定し、カウンセラーは事例のプロフィールについて記入する。

践を振り返るいつも決まった時間があることは、良質な実践のためには不可欠である。カウンセラーは、相応な訓練を受けた学外の専門家による定期的なスーパービジョンを通して、各自の専門的業務をモニターし発展させねばならない（倫理的枠組、「要求に適った(competent)実践を維持すること」7節）。スーパーバイザーは、カウンセラーの業務がもつ大学特有の状況を理解していること。

AUCC は、学外のスーパーバイザーとの間でカウンセリング・サービスが契約を取り交わして説明責任の境界を明確化すること、そしてスーパーバイザー・スーパーバイジー・直属の管理者それぞれの責任を分化させることを推奨する。スーパービジョンの契約では、外部のコンサルタントが担う固有の役割と行為に関してカウンセリング・サービスが期待していることを、すべて明示的に記載しておくことが望まれる。

AUCC は、週に 12 時間以上の面接をしている者への個人スーパービジョンは、望ましくは毎週、少なくとも隔週でもつことを推奨している。週に 12 時間以上を担当しているカウンセラーへのグループ・スーパービジョンについては、毎週少なくとも 1 時間半、4 名未満で行われること。非常勤カウンセラーへのカウンセリング・スーパービジョンは、常勤カウンセラーが受けているスーパービジョンに比例する頻度でなされることが必要である。

コンサルテーション支援とそのための移動時間について、雇用機関が費用を負担すること。

カウンセリング・サービスと大学当局に対して、ボランティア・カウンセラーについての説明がつくよう、できるだけの手だてを取ることは不可欠である。サービス長は、どのような(ボランティア・カウンセラーの)配置にも対応すること。カウンセリング・サービスの常勤スタッフにより、スーパービジョンまたはライン部門管理のいずれかが提供されよう。

### 休暇中の配置

休暇期間中にカウンセリングを求めてきたクライアントに対する(面接の)適切な提供方法を、あらかじめ決めておくこと。開室日と予約の連絡がとれる日時についての情報を、はっきり提示するようにしたらよい。

### 苦情処理手続き

大学当局が定める既存の処理手続きに加えて、カウンセリング・サービスによる独自の苦情処理手続き内規を策定しておくことを推奨する。(申請)書類はすぐに入手できるよう、書面と/またはウェブ上に公開する形にしておき、カウンセリング・サービスのパンフレットにもそのことを記載しておくこと。クライアントが苦情申立てを躊躇するのはよくあることなので、迅速かつ専門的で透明性のある対応が確実になされるための努力を可能な限りすること。カウンセリング・サービスはまた、BACP 専門的行為処理手続きをクライアントに十分に知らせておかなければならない。

処理手続き内規を策定する際には、どんな苦情も解決に向けた非公式的努力を経てから、より公的な次の段階へと進むように規定することを勧める。後者のプロセスの段階では、クライアントの代理者、仲介者、スタッフが(手続きのため)不在にする間の代替要員、守秘義務にまつわる事柄などの多くの繊細な問題への配慮が必要となる。

### オンライン・カウンセリング

インターネットによるカウンセリングの提供が急速に広がっており、教育機関におけるカウンセリング・サービスでは、その可能性への関心が徐々に高まっている。しかしながら、オンライン・カウンセリングは、いまなお包括的な研究がなされる必要があり、トレーニング、境界、契約、守秘というような問題について慎重な検討がされなければならない。

BACP 情報誌の 6 頁、そして、*オンライン・カウンセリングと研究の指針(Guidelines for Online Counselling and Research)* (BACP, 2001)には、さらに詳しい情報が掲載されている。この領域は急速に進展しているので、最新の研究と論議をつねに更新しておくことが肝要である。

## 構造上の配慮

### 立地と設備

大学とカレッジのカウンセリング・サービスは、孤立して活動することはできないが、ひとつの特殊な文脈の中にある一すなわち大学において分離独立した一つの部分として存在している。それゆえに、立地や利用しやすさというような点について、注意深く検討される必要がある。環境的に人目にさらされやすいと感じられれば、多くの潜在的な利用者はカウンセリング・サービスへの来談を躊躇するだろう。部屋のレイアウトや備品も、サービスの基底にある価値にまつわる重要なメッセージを伝える。

カウンセリング・サービスの立地として最低限求められる条件は以下の通りである：

- ・ サービスの場所は、利用しやすいところにありながら目立たないこと。これらの条件のいずれかは譲歩せざるをえないが、(来談を阻害する)影響を最小限にする処置を積極的にとること。
- ・ カウンセリング室は、その目的のために設えられたものとし、カウンセラーとクライアントとの間で、ほどよい距離がおけるサイズであること。適度な換気ができ、プライバシーが守られ、防音措置がとられていることが求められる。室内の備品や装飾は、カウンセリングに資する雰囲気をつくりだすものが望ましい。部屋の変更は、カウンセリング過程を混乱させるので、最小限にしておくこと。カウンセリング面接が中断させられる心配がないことはきわめて重要なことである。
- ・ 待合室の区域は、目立ちにくく、それに相応しい備品が置かれていること。
- ・ 受付の区域は、クライアントのプライバシーについてのニーズへの配慮のもと配置・設計されていること。
- ・ 業務のアレンジは、クライアントとスタッフの身体的安全が確実に保証されるように、安全確保の点で配慮がされていること。

### 運営費の支給

カウンセリング・サービスの運営費には、下記のものが含まれる：

- ・ スタッフの給与。
- ・ カウンセリング・スタッフの各々のメンバーが契約した時間数に対して支払われるカウンセリング・スーパービジョンの費用（ボランティア・カウンセラーと実習生の分は除く）。
- ・ 継続的な専門研修費、連続講座や学会への参加のための交通費を含む。
- ・ 業務に関連した書籍、ジャーナル、予約購読料。
- ・ 事務とメンテナンスに関連する費用。例えば、電話、IT 設備、備品、暖房、照明、保険など。

### 追加資金の問題

カレッジと大学が直面している財政の現実状況がカウンセリング・サービスに与える影響は避けがたいだろう。大学のミッションを支持するという点において、カウンセリング・サービスは、当然ながら大学の儉約的な財政管理の要求に応える義務がある。

この文書作成中には、継続教育カレッジでは、学生に供給される「追加支援」の資金要求ができる財政上の方法論が存在している。このタイプの支援にはカウンセリングも含まれる。けれども、カウンセリングへのさらなる財政支援の請求は、個々のクライアントを特定しないにもかかわらず厳密な記録システムを容認するように、カレッジの会計監査員を説得できるかどうかにかかっている。

匿名性を担保しながら記録を徹底的に提示することにより、会計監査員を説得できる場合がある。別の大学では、カレッジの監査員か職員のいずれかが、このようなシステムは受け入れられないと思うかもしれない。多額の資金が得られる可能性がありながら、これは不公平な状況である。学習支援のような追加援助のための資金請求では、一般に学生の学籍番号は伝えられるが、カウンセリングを受けているクライアント(の学籍番号が明らかになること)は容認できない。いくつかの継続教育におけるカウンセラーは、クライアントを同定するものを開示するようという非常に厳しいプレッシャーのもとに置かれてきて

いる。

記録のシステムが綿密で徹底したものであることを引き合いにして、氏名を開示せずに(財政支援の)要求をする有力な事例をつくることをカウンセラーには勧める。氏名を除いてクライアントの情報のすべてを監査員に知らせることができるならば、それを個々の事例が存在する証左として認めざるをえない。たとえクライアントによる「同意」があるにせよ、それが学籍番号であれクライアント個人が特定される記録を開示するいかなるシステムも、守秘義務の許容されざる違反であると助言サービスは考える。財政的な現実からは、大学の資金を最も有効に使うようにカウンセリング・サービスも協力しなければならない。クライアントを対象とした業務において妥協することなく、けれども、学内の他者(機関)を対象とした方略を常にもって大学に貢献する方法をみつけていかねばならない。

## メンタルヘルスへの配慮

### 序

メンタルヘルスは社会生活を送るすべての人にとっての問題であり、概算では4人に一人が人生のいずれかの時点でメンタルヘルス上の困難を経験するとされている。近年では、若年層のメンタルヘルスと満たない生活状態に影響を及ぼす、さまざまなプレッシャーについての認識が広がってきている。教育を受けている青年は強いストレスと変化にしばしば直面するゆえに、学生の場合は、心理的または精神科的な困難を進展させやすい特有の脆弱さをもつことがある。

近年いくつかのカレッジと大学では、定員が増加して多様化がすすむ一方で、利用できる伝統的な個人的支援(pastoral support)<sup>16</sup>は甚だしく減少している。門戸拡大の風土(climate)は歓迎するものの、支援構造の変化によりカウンセリング・サービスへの重圧は増してきている。教育機関は、メンタルヘルス上の困難をもつ学生へのケアと、より広い大学/カレッジのコミュニティに対するケアの義務を潜在的に担っている。この領域をとりまく法的環境は漸進的に変化し続けており、また大学機関が負うべき責任の限界と、個人の責任については不確実化・混乱することがある。

メンタルヘルスの危機は、大学全体にわたるパニックと不安を喚起することがあり、それはカウンセリング・サービスへと転嫁されるかもしれない。ときに不適切なこのような不安の置き換えに抵抗することは難しいという傾向がある。このときに役立つのは、大学機関がメンタルヘルスの方針をもっており、それに向けて(方針を)実行していることである。カウンセラーが、このような方針(策定/実行)に対して重要な貢献をすることは可能だが、カウンセリング・サービスのみが担うべき責任とみなされることは望ましくない。カウンセリング・サービスはまた、少数の特別な配慮と資源が必要な学生のみならず、大学やカレッジというコミュニティ全体の精神的な健康を促進する役割にも注意を払わなければならない。

### クライアントのアセスメント

精神障害(disturbed)を正確に定義することは難しい。大学の中で反抗的であったり挑戦的な行動をとることと、重篤な情緒障害の結果とを区別するのはたいへん重要である。後者の障害を大学機関が包み込む(contain)ことは容易いことではなく、自傷や他害のおそれへと帰着するかもしれない。

クライアントのアセスメントは、地域の医療と精神科的サービスの利用しやすさの程度にも左右される。カウンセリング以外の形態による支援が必要なクライアントを引き受けさせようとする大学当局からの圧力には、カウンセリング・サービスは抵抗しなければならない。それゆえ、紹介先となりうる他機関とカウンセリング・サービスとの関係を形成・維持して、適切な専門的連携をとることが求められる。

<sup>16</sup> 助言サービスからの回答によると、‘pastoral support’は指導教員、講師、学寮長(オックスフォードやケンブリッジをはじめとするカレッジの寄宿舎の寮長はたいへん大学教員でもあった)が入り混じって提供していたものである。学生相談が認知され発展してきた理由の一部には、このような教員の多忙化と、専門性をもったカウンセラーと比べたときのスキルの不足があったとのことである。

アセスメントに加えられる要因として、面接への適合性と外部の専門職団体が要請する条件もあるだろう。教員養成、看護、ソーシャルワーク、医学、近縁の健康学研究のような課程をもつ教育機関では、関連の専門職団体への入会の要件を、(サービス)固有の受け入れおよびアセスメントの方針の中に組み入れておかねばならない。これらの教育課程に在籍している学生と面接をもつ際に、学生のメンタルヘルスと/または面接への適合性について疑問が生じたときにも、カウンセラーはケアの義務が含意するものを認識しておくこと。クライアントの守秘義務に関わってくる事柄もいくつかあるだろう。

以下の質問は、クライアントの適切なアセスメントに役立つであろう：

- ・ クライアントがカウンセリング・サービスに来談したのは、自発的にか第三者の(勧めに)同意してのものか？
- ・ クライアントが個人的にもっている(自我の)強さ、資源、サポート・ネットワークはどのようなものか？
- ・ カウンセリングが、そのクライアントに利益をもたらすものになりそうか？
- ・ クライアントは、カウンセリング・サービスが提供するものについて現実的な期待をもっているか？
- ・ クライアントは、学内の他機関による援助やサポートが受けられるメンタルヘルスの状態にあるか？
- ・ カウンセリングの禁忌を示す過去または最近の精神科や内科的な病歴、その他の徴候はないか？
- ・ カウンセラーとしての専門的スキルとトレーニング、面接時間と部屋が空いているかの制限、教育課程の修了が間近かどうか、長期休暇などの条件に、(カウンセリング・サービスの)能力と資源を合致させることはできるか？

### 危機的状況にある学生への対応の仕方

すぐれた実践のためには、カウンセリング・サービスは危機的状況にある学生について適切に対応してアセスメントをする方法を開発して、精神医学的あるいはメンタルヘルスの危機が表に現れてきたときのサービスとしての対応を前もって検討しておくことが必要である。ある一群の学生たちは、はるかに脆弱性が高く、ゆえに(カウンセリング)機関はケアの義務をより大きく担うことになるかもしれない。これらのカテゴリーに含まれるのは、一般に 18 歳以下の学生、障害や特別なニーズをもつ学生、留学生のような、通常のサポート・システムにアクセスできなかつたり、利用しにくい学生たちである。

深刻な自殺の危機にある学生や、入院が必要な精神科急患のフォローにあたって、守秘義務の問題は(取り扱いが)困難かつ多少の議論があるところでもある。カウンセリング・サービスは、このようなケースでは守秘義務の限界を明確にして、大学当局との綿密な連携のもとで業務に当たることが必要であろう。危機的状況にあるクライアントの情報共有のためのガイドラインでは、学内の他の教職員ばかりでなく、たとえば一般開業医のような学外のスタッフや親戚・近親者にも(ガイドラインが)適用されることを明確化すること。以上のガイドラインは、全学の構成員についてのものであり、既存の法的枠組を慎重に参照して考案されることが求められよう。

自殺のおそれや既遂事件、深刻な自傷行為は、それがいかなるものであっても通常周囲に強烈な感情を起させる。このことへの対応で教育機関が提供するものとして、「当該の問題についての専門的スキルをもつ職にある、専門訓練を受けた普通人」による標準的なケアが期待されていることを忘れないことが大切である。したがって、学生相談カウンセラーによるリスク・アセスメントの目的は、危機を最小化して処理することであって、リスクの除去を請け負うことではない。カウンセラーが適切なケアをしたことを証明するには、すべての行動を正確に記録しておくことが重要だろう。しかしながら、精神障害のある、あるいは症状が出ている学生を対象に責任ある業務を行うには、非常に困難で複雑な問題に関与しているため、できることには限界があることを認めなければならない。

### 大学の機関との関係

多くの大学で、カウンセリング・サービスは他の学生支援スタッフのすぐ近くで業務をしている。厚生や障害者アドバイザー、メンタルヘルスの従事者、留学生アドバイザー、学習支援スタッフなどが同僚となる。これらのチーム全体の協働がうまくいくかどうかは、十分なコミュニケーション、相互信頼、お互

いの役割と専門性を理解することにかかっている。カウンセラーは、境界の問題についてと、精神障害のあるクライアントを対象にすることが同僚との専門的連携に強い影響を及ぼすことについての敏感さが必要である。また、学生のメンタルヘルスの状態に応じた「無理のない適応」という大学当局の要請をカウンセラーが理解しておくこともまた求められる。

精神障害のある学生は、カウンセラーばかりでなく大学全体にとっても対応が難しいと感じられる。大学当局は、カウンセリング・サービスに援助を期待するだろう。このような要請から、協議をせずに紹介するという不適切な方法がとられることがある。別の場合には、大学当局はカウンセリング・サービスを、緊急事態にあるケースの協議や修学問題に関与させるために、(クライアントの)同意がなくとも守秘義務を放棄するように求めることもあるだろう。リスクの高い学生についての、情報共有はすべて慎重に行われ、個人のプライバシーの権利に十分な配慮をすること、専門的行為の規約に基づいて対応することは決定的に重要である。

下記に掲げるリストは、大学当局からカウンセリング・サービスに対する、学生のメンタルヘルス問題への関与についての理にかなった期待である：

- ・ 知識と経験を求めに応じて蓄え、専門的な関心(concern)をカウンセリング・サービスから発信する。
- ・ 方針の発展にあたっての貢献。
- ・ 大学がもつ境界と限界 —たとえば、カレッジで対応するのはあまりに困難な学生がいること— を大学当局が把握するための積極的な貢献。そこには教職員への研修なども含まれる。
- ・ 他機関やサービスについての情報提供と、ふさわしい場所への紹介をアレンジする役割をとること。
- ・ 暴力や異様な(bizarre)事件が起きたために混乱している教職員や学生に対して、積極的にサポートを提供すること。

以下の項目は、カウンセラーに対する非現実的な期待である：

- ・ 大学当局にとって対応困難で、けれどもカウンセラーによる援助を求めない学生に対する援助の責任を負うこと。これは明らかに大学管理者の責任である。
- ・ 懲戒あるいは保安上の危機介入の役割への従事。
- ・ 医療的に緊急事態にある学生の付き添いをする。
- ・ 大学当局が利用するかもしれない、学生の行動に関する診断的アセスメントの要請。大学経営者は、精神医学・ソーシャルワーク・法律の専門家や、警察などの適切な専門家からこの情報を得ること。

メンタルヘルスの困難をもつ学生に対する、迅速かつ効果的な応答のための広範囲にわたる多くの対応手続きについては、大学当局のレベルでの議論と実行をすることが必要であろう。関連領域としては、教職員の研修、緊急時の連絡方法と時間外の対応についての協定書、アドミッションに含まれている方針<sup>17</sup>、継続的な支援、修学の中断、突然死、その他の特殊な問題と周囲の事情などが挙げられる。

## メンタルヘルスの問題を対象にしたすぐれた実践のための基本原則

### 適切な(サービスの)提供

カウンセリング・サービスは、在籍学生がもつ具体的なニーズを対象とするのが望ましい。学内外の関連機関と協働したり補完したりしながら業務を実施すること。

### 役割の明確化

カウンセリング・サービスが提供できる支援の範囲とその限界をはっきりと規定して、適切な境界を設定しなければならない。カウンセリング・サービスの印刷物や報告書にこれを反映させること、また、学生と取り交わす契約にもこの内容が含まれていること。

---

<sup>17</sup> 入学願書には、メンタルヘルスに関連した調査項目がある。

## 同意された方針と対応手続き

守秘義務、記録の保管、メンタルヘルス上の緊急事態についての明確な実践規約が、カウンセリング・サービスや大学当局の方針と符合していることが求められる。深刻な精神障害をもつ学生が援助を求めることに同意しないという例がまれにあることを、サービスは予期しておくこと。

## 教職員に対するケアの義務

精神障害や不穏な状態のみられる学生を対象にするカウンセラーは、専門家・個人としての適切な境界を保持しておくこと。これは、紹介にあたってのガイドラインが用意されていること、重大な危機があった後に振り返りとデブリーフィングの機会をもつことが助けとなる。

## 研修とスタッフの成長

精神障害があったり状態の悪い学生に対応できるよう、大学当局がスタッフの研修と成長に強い関心をもつことが求められる。それには、カウンセリング・サービスに雇用されているスタッフに、必要な時間と利用可能な資源とを保障することが含まれる。

## さらなる文献案内

- Jenkins, P. 1997 *Counselling, Psychotherapy and the Law*. London: Sage Publications.
- Jenkins, P. 2002 *Legal Issues in Counselling and Psychotherapy*. London: Sage Publications.
- Bond, T. 2000 *Standards and Ethics for Counselling in Action*. London: Sage Publications.
- AMOSSHE 2001 *Responding to Student Mental Health Issues: 'Duty of Care' Responsibilities for Student Services in Higher Education*. Winchester: Association of Managers in Student Services in Higher Education.
- Bond, T., Higgins, R.A. & Jamieson, A. 2001 *Confidentiality: Counselling, Psychotherapy and the Law in Scotland*. Rugby: BACP.
- CVCP 2000 *Guidelines on Mental Health Policies and Procedures for Higher Education*. London: Committee of Vice-Chancellors and Principals of the Universities of the United Kingdom.
- Jenkins, P. 2002 *Pastoral care and the law in the changing university*. *Association for University and College Counselling Journal*. November 2002, 27-30.
- Jenkins, P. 2003 *Disclosure of case notes*. *Counselling and Psychotherapy Journal*. June 2003, 20-1.
- Royal College of Psychiatrists 2003 *The mental Health of Students in Higher Education*. London: Royal College of Psychiatrists.
- Department of Health, Home Office, Department of Education and Employment, National Assembly of Wales. 1997 *Working Together*. London: Department of Health.

## 情報源

- AUCC Annual Survey of Further and Higher Education. Available from the Association for University and College Counselling.
- AUCC Framework of Good Practice. Available from BACP.
- BACP 2002 *Ethical Framework of Good Practice in Counselling and Psychotherapy*.
- BACP Information Sheets and website: [www.bacp.co.uk](http://www.bacp.co.uk)
- BACP Information Sheet P6: *Introduction to online counseling and psychotherapy*.
- Jordan, E.M. 2003 *An evaluative enquiry into the experience of setting up and managing a university counselling service (unpublished doctoral project)*. Metanoia Institute/Middlesex University.